

公立学校における人権教育充実の構造化 ——小金井市公立小学校を例としての考察——

小川 順弘*

* 帝京短期大学 生活科学科

要 旨

歴史的に未だ解決できていない人権問題に加え、人権に関わる様々な課題が世界規模で生じている。そして、今、学校教育では正に人権尊重の精神の涵養を図り、精神を行動で具現化することができる人の育成が求められている。

このことを踏まえ、公立小学校では国や都、東京都教育委員会の示した「人権教育」の具現化のため如何に構造化を図り、実践を通じ推進していったかを東京都小金井市公立小学校を例にして考察する。

キーワード：人権教育

I はじめに

今、歴史的に未だ解決できていない偏見や差別の課題に加えて、これまでに想定していなかった人権に関わる様々な課題が世界規模で生じている。

これまで、我が国では日本国憲法の下で国民の基本的な人権を保障し、制度を構築するとともに諸条約への加入などを推進し人権に関わる課題解決を図る努力をしていた。

そして今、学校教育では国際化、情報化や経済・宗教・少子高齢化などに関わる複合的な背景をもつ多様な形の新たな課題の解決のためにも、正に人権尊重の精神の涵養を図り、精神を行動で具現化することができる人の育成が求められている。

これまでも東京都では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」¹⁾の施行に基づき国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」²⁾と「児童の権利に関する条約」³⁾の趣旨を踏まえ「東京都人権施策推進指針」⁴⁾を示すとともに東京都教育委員会の最重点教育目標「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」⁵⁾の育成としてかかげ、「東京都教育委員会の基本方針の1」⁶⁾に示し各区市町村教育委員会との連携を図り推進してきた。

そして、各学校では学校教育目標を達成させるための教育課程の基本方針に「人権教育」を示し、教育計画に人権教育の全体計画を着実に加え、全教育活動を通じ意図的・計画的・組織的に人権教育を推進している。本論では、上記のことを踏まえ、小学校における人権教育充実の構造化について東京都小金井市公立小学校を例にして考察する。

II 東京都教育委員会における人権教育推進

東京都教育委員会は、「人権擁護推進審議会答申」⁷⁾の言うところの「人権尊重の理念」を広く社会に定着させ、あらゆる人権に関わる問題を解消するには各学校が多様な教育活動の中で効果的に人権教育を推進することを支援している。

それは、莫大な予算を毎年確保し改訂した「人権教育プログラム」⁸⁾を年度当初から活用できるよう管理職を含めた全ての教員へ配布し、人権に対する課題意識の向上及び課題解決のための子供の成長段階に応じた指導の工夫と研修を充実させる糧とさせていることなどからも明らかである。

そして、社会教育の側面からも人権学習という視点から「同和教育をはじめ、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、事業の実施、実践活動の展開、自主的な学習等に役立つ資料として「みんなの幸せをもとめて」を10万5000部作成、配布」⁹⁾し普及啓発活動を行っている。さらに、社会教育関係職員及び社会関係団体指導者等を対象とした「人権学習の指導研修」⁹⁾を実施している。この研修は、学校においては管理職の悉皆研修となっており、管理職からの教職員への伝達講習の糧とさせている。ちなみに人権学習の指導研修の分類及び回数は「①主管課長研修2回、②人権課題研修8回、③人権学習・啓発担当者研修4回、④人権学習実践セミナー4回」となっている。

加えて、人権学習の促進のために「社会教育における人権教育を一層推進するために人権に関する学習機会の充実方策等について、実践的な調査研究事業」⁹⁾も行っている。

このような東京都教育委員会における多角的な人権教育推進は、小学校において人権教育の根本となる自分のよさを知り、自分を大切にできるとともに他の人を認めることができる力の育成につながっているのである。

換言すれば、「自己理解と他者理解」であり、自分のよさを知り、自己肯定感、自己有用感と自尊感情を持てる子供は、友達を大事にでき尊重することができるのである。このことは競争で得た自己肯定感、自己有用感と自尊感情が対象と場面が変われば脆くも崩れる事実を見れば明白である。

Ⅲ 小金井市における人権教育推進

小金井市は、東京都のほぼ中央、武蔵野台地の南西部にあり、都心から約25km西方に位置しており、市の東は武蔵野市、三鷹市、西は国分寺市、南は調布市、府中市、北は小平市、西東京市に接しており、面積は、11.33平方km（東西4.1km、南北4.0km）である。

市の中央部にはJR中央線が東西に、東南部には西武多摩川線が南北に通り、中央部には小金井街道が南北に、北部には五日市街道が東西に通っている。江戸時代、玉川上水が完成し、新田開発が活発となり、急速に集落が発達した。戦後、住宅都市化が進み、小金井公園・武蔵野公園・野川公園などの大きな公園を憩いの場としつつ、人口が約4万人となった昭和33年10月1日、市制を施行、その後、人口は急増し現在は、12万人を超えている。

市内に複数の大学、研究施設等があり大変落ち着いた住宅都市、文教都市として発展している街で、小学校9校、中学校5校がある。

このような環境にある小金井市では教育の定義を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。」¹⁰⁾と規定している。

同時に「教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。」¹⁰⁾という考え方に立った市民の育成を目指し、東京都教育委員会教育目標に基づき、積極的に教育行政を推進していくとしている。

その具体的内容をまとめると、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い、自他の生命

と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人、社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人、自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人の育成に向けた教育を推進するという指針を示す傾向が強く認められる。

そして、子供が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していくために、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進することが共通している。

さらに、教育委員会の基本方針として、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成を挙げ、すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことを明確に示し求めている。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進も不可欠となる。

そして、「個性」と「創造力」の伸長を図る必要性を国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められると考えている。

それゆえ、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育に結びつける傾向がある。

くわえて、「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立の観点から、子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められるとし、結果として教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援することに重きを置くとしている。そして、最後に「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興について示している。

人権教育については、人権教育の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題にかかわる差別意識の解消を図るために、一人一人の子供が発達段階に応じ、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めることができるよう子供たちの人権感覚や人権意識を高める人権教育を推進するとしている。

男女平等教育の推進については、「東京都男女平等参画基本条例」¹¹⁾や「小金井市男女平等基本条例」¹²⁾に基づき、男女が互いに違いを認めつつ、個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参加する男女共同参画社会の実現を図るために、学校の教育活動全体を通して男女平等教育を推進していく

と示している。

上記のことを踏まえ、小金井市の「人権教育推進」についてその構造をみると人権教育の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題にかかわる差別意識の解消を図ることが大切であると考える、その具現化のために、一人一人の子供の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう子供たちに人権感覚や人権意識を高める人権教育の推進を図るべきものとしていることが見えてくる。

市の「人権教育推進」を受け小金井市教育委員会は、「萌えるみどりのふるさと小金井」の市民の育成を目指し、「小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願う。○自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
○社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
○自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。」¹⁰⁾と教育目標を決定した。

そして、「小金井市教育委員会の基本方針1」¹³⁾として「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成を挙げ、すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められると明示し、そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進するとした。

さらに、市では教育基本法第17条第2項に基づき「第2次明日の小金井教育プラン～学校教育の未来のために～」¹⁴⁾を策定した。この「第2次明日の小金井教育プラン」は、小金井市教育委員会の教育目標及び基本方針に基づき、学校教育に関する中期的な計画としてまとめたものであり、当該年度に実施する「教育施策」及び「主要事業」を明確化することで推進の具現化を目指したものである。

その詳細は次のように示されている。「人権教育については、人権教育の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題にかかわる差別意識の解消を図り、一人一人の子供が発達段階に応じ、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めることができるよう子供たちの人権感覚や人権意識を高める人権教育を推進。

男女平等教育の推進は、「小金井市男女平等基本条例」や「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いに違いを認めつつ、個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動にともに参加する男女共同参画社会の実現を図るために、学校の教育活動全体を通して男女平等教育を推進。

「小金井市子どもの権利に関する条例」¹⁵⁾の学校への周知は、人権教育の推進に活かすという視点から、「人権教育推進委員会」¹⁶⁾(各校からの教諭14名、校長1名、副校長1名、指導主事1名で構成されている)が中心的な組織となっており、平成22年度より市内の小学生と中学生向けに二種類のリーフレットを作成・配布し推進。

そして、小金井らしさの醸成・重点施策10において「人権教育」を挙げ、「人権教育の充実とは全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することであり、そのためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが重要とし、教職員による的確な児童・生徒理解の基、一人一人を大切にす組織的・計画的な人権教育の充実を図る。

また、児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、児童・生徒の人権感覚や人権意識を高める人権教育の充実を図る。到達目標は、児童・生徒の人権教育の充実。教職員の人権感覚の向上として、到達手段としては、学校の全教育活動を通じた計画的な人権教育の実施。小金井市子どもの権利に関する条例の周知。人権教育に係る教職員研修の実施としている。

特に、「男女平等教育の推進」と「子どもの権利に関する条約」の学校への周知を継続的且つ最優先施策としており、男女平等教育の推進では、「小金井市男女平等基本条例」や「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画する男女共同参画社会の実現を図るために、学校の教育活動全体を通して男女平等教育を推進していくという考えを基盤としている。ここに小金井市における人権教育充実のための構造化の指針を見ることが出来る。

さらに、本市の人権教育推進において中心となる組織として前述した「人権教育推進委員会」の詳細を見ると、この委員会は各校の人権教育の年間指導計画への位置付けを明確にするものであり、各校の人権教育の推進役となる教員が定期的に集まり、人権教育にかかわる授業研究等を通して、各校が効果的な人権教育を展開できるように協議する委員会であることが分かる。

その活動としては、本市の小・中学校の実態に即して人権教育の視点に基づき教育課題の解決を図るための研究・研修活動及び協議を行い、前述の小金井市子どもの権利に関する条例の周知徹底を図るリーフレット作成・配布を含め、人権教育推進を広く行うための資料を毎年度作成し各校に配布等を行っている。

そして、組織的連携として東京都人権尊重教育推進校の指定を受けた推進校の研究・実践に関するブロック連絡会においても協議・情報交換・研究授業等を行うと共に、小中合わせて3回の研究授業を実施、さらに「人権の花運動」や「人権メッセージ」等の活動を結び付けながら人権教育推進を図っている。

これらの活動の積み重ねにより「人権教育」は教職員の意識の高まりと共通理解とともに子供への定着を図りつつ、さらに充実させるための構造的課題として人権教育に関わる評価方法、評価のマネジメントサイクル等について改善策を講じていくことへと展開していくことが各学校の「授業改善プラン」¹⁷⁾からも理解でき、研修と研究を深めた人権教育推進の構造が明らかになってくる。

IV 実践事例

事例 学校経営方針を基にした人権感覚育成

学校経営方針¹⁸⁾に「言語環境を豊かにし、心の居場所のある人間性豊かなふれあいの場としての学校づくり」があり、「みんなが輝くA小」をモットーに、人権教育を進めていることが示されている。

この経営方針達成に向けて、人権教育の2つの柱である①人権を尊重することができる子供を育てること、②子供の人権を尊重した指導を行うこと、について取組を進めている。

1. 人権スローガン「ひまわり」の実践

「ひびけあいさつ 元気よく まわりも大切 わたしも大切 りかいし合おうおたがいを」を教室や廊下に掲示して意識を高め、実践につなげている。そのために、月の生活目標で取り上げ各学年、学級で具体的な手だてを決めて取り組み「学校自己評価表」¹⁹⁾に位置付け、実践→評価→改善のサイクルで定着を図っている。

参考資料として東京都教育委員会作成の人権教育プログラム「見直してみましよう、あなたの人権感覚」を活用している。

2. 第4学年・学級活動での取り組み

この学校では、友だちの多様な考え方に気付き、お互いを認め合い、よりよい人間関係を築けるように人

権教育推進の一助として、構成的グループエンカウンター²⁰⁾の要素のある話し合いを学級活動に取り入れている。

4年生では「みんなで話そう～無人島SOS～」を主題に話し合いを実践した。活動内容は、各自が無人島で必要なものと考えてから、4～5人のグループになり話し合い8つの品物を選び順位をつけ、理由とともに全体に発表するというものだった。

この活動を通じ「一人一人の考え方が違うことに気付き、友だちの意見を大切にしようとする気持ちを高める」ことをねらいとした。授業後の児童の振り返りカードには、「みんな意見が違うんだと思った。みんなと同じでも理由が違うのに驚いた。必要なものを選ぶのは簡単と思っていたけれどかなり難しかった。みんなの意見を聞いて余計難しくなったけれど最後は決まって気持ちよかった。」²⁰⁾などの感想が見られた。

本活動の中で、児童が自分に考えを積極的に発言しようとする気持ちの高まりが見られた。また、発言してよかったという気持ちや聞いてもらったことの喜びを味わわせることもできた。さらに、自他に意見が違うことを知り、違っていてもそれぞれが大切な考えなのだと言うことに気付くきっかけともなった。

V 人権教育推進の構造化と課題

小金井市公立学校における人権教育充実の構造化は、日本国憲法、教育基本法、学習指導要領に始まり、人権教育及び人権啓発に関する法律や基本計画など東京都・小金井市の人権に関する法令の裏付けをもち都・市・教育委員会との組織的連携のもと、地域の特色・児童生徒・保護者の実態を踏まえ学校の教育目標との関わりから年間指導計画や個別の指導計画において重点となる内容と具体的な目標を明示し、学級・学年・教科指導の枠を超え学校生活全体を通じた実践の積み重ねに他ならない。

換言すれば、人権教育を通じて育てたい知識的、価値的・態度的側面、技能的側面の資質・能力を児童生徒の実態を踏まえ、普遍的な視点と個別的な視点から統合組織体としての学校の教職員が研修により一層の共通理解を図り、本市全体として各校からの教員と担当校長からなる「人権教育推進委員会」が横のつながりをもたせ正に推進した姿といえる。

そして、課題として見えてきたことは、①人権教育に関わる評価方法を全教師が共通理解するとともに、教師自らが人権教育の精神に基づいた言動に心がけ研修を深め評価のマネジメントサイクルを改善すること。②児童理解をもとに子供を「見つめ・見守り・見

届け・評価」し学級経営の一層の充実を図ること。③学校はチームという意識のもと「いじめ対策基本方針」²¹⁾を踏まえ、人権教育充実のための生活指導全体会で報告・連絡・相談・対応について組織全体での共通理解を図り指導法の改善を行うこと。④組織の活用と保護者・地域・関係諸機関とより一層の連携を図ることである。

VI 終わりに

社会に開かれた教育課程のもと、カリキュラムマネジメントを着実に実行し常に人権教育充実のため構造を見直し改善と実践をしていくことは、歴史的に未だ解決できていない偏見や差別に加え、これまでに想定していなかった人権に関わる世界規模で生じている様々な課題を自ら進んで確実に解決してゆく人を育てると確信するものである。

文献

- 1) 法務省 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年公布・施行） e-Gov
Retrieved from http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC1000000147&openerCode=1（2017年11月15日）
- 2) 法務省 人権教育・啓発に関する基本計画（平成12年閣議決定） 総務省 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000073061.pdf>（2017年11月15日）
- 3) 外務省 児童の権利に関する条約（平成12年批准）外務省 Retrieved from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>（2017年11月15日）
- 4) 東京都庁 東京都人権施策推進指針（平成12年東京都） 東京都庁 Retrieved from <http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/08/DATA/70p8p100.pdf>（2017年11月15日）
- 5) 東京都教育委員会 東京都教育委員会教育目標（平成13年東京都教育委員会決定） 東京都教育委員会 Retrieved from <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/gaiyo/mokuhyo.htm>（2017年11月15日）
- 6) 東京都教育委員会 東京都教育委員会の基本方針（平成19年東京都教育委員会改定） 東京都教育委員会 Retrieved from <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/gaiyo/mokuhyo.htm>（2017年11月15日）
- 7) 文部科学省 人権擁護推進審議会答申（平成11年文部科学省） 文部科学省 Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016/008.htm（2017年11月15日）
- 8) 東京都教育委員会 平成28年人権教育プログラム（学校教育編） 東京都教育委員会 Retrieved from http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/jinkenkyoiku_program.html（2017年11月15日）
- 9) 東京都教育委員会 東京都の教育（平成28年度版） 東京都教育委員会 Retrieved from <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/soumu/tokyoto.html>（2017年11月15日）
- 10) 小金井市教育委員会 小金井市教育委員会の教育目標 小金井市教育委員会 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/kyoikuiinkai/kyoikumokuhyou.files>（2017年11月15日）
- 11) 東京都生活文化局 東京都男女平等参画基本条例（平成12年東京都制定） 東京都生活文化局 Retrieved from <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/danjo/0000000617.html>（2017年11月15日）
- 12) 東京都小金井市 小金井市男女平等基本条例（平成15年小金井市制定） 東京都小金井市 Retrieved from https://www3.e-reikinet.jp/koganei/d1w_reiki/415901010028000000MH/415901010028000000MH/415901010028000000MH.html（2017年11月15日）
- 13) 小金井市教育委員会 平成29年小金井市教育委員会の基本方針 小金井市教育委員会 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/kyoikuiinkai/housin.files/H29kyoikuisisaku.pdf>（2017年11月15日）
- 14) 小金井市教育委員会 平成27年明日の小金井教育プラン 小金井市教育委員会 <https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/kosodate/kyoikuplan/index.html>（2017年11月15日）
- 15) 東京都小金井市 小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年小金井市制定） 東京都小金井市 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/kenri/kkkj.html>（2017年11月15日）
- 16) 東京都小金井市 小金井市人権教育推進委員会 東京都小金井市 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/kyoikuiinkai/oshirase>（2017年11月15日）

- 17) 小金井市教育委員会 平成29年小金井市公立学校・授業改善プラン 小金井市教育委員会 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/gakkou-kyouiku/syou-chuugakkou/index.html> (2017年11月15日)
- 18) 小金井市教育委員会 平成29年小金井市公立学校・学校経営方針 小金井市教育委員会 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/gakkou-kyouiku/syou-chuugakkou/index.html> (2017年11月15日)
- 19) 小金井市教育委員会 平成29年小金井市公立学校・学校評価・学校自己評価表 小金井市教育委員会 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/gakkou-kyouiku/syou-chuugakkou/index.html> (2017年11月15日)
- 20) 小金井市教育委員会 小金井市人権教育推進委員会資料集 小金井市教育委員会 (2013)
- 21) 小金井市教育委員会 小金井市公立学校・いじめ対策基本方針 小金井市教育委員会 Retrieved from <https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/gakkou-kyouiku/syou-chuugakkou/index.html> (2017年11月15日)

Structural Improvement of Human Rights Education at Public Schools: Consideration of Koganei-shi Public Elementary School as an Example

Yoshihiro OGAWA *

* Department of Living Science, Teikyo Junior College

Abstract

In addition to human rights issues that have not yet been resolved historically, various issues related to human rights are occurring on a global scale.

And now, school education is required to cultivate those who can cultivate the spirit of respect for human rights rightly and to embody the spirit by action.

With this in mind, considering how Koganei-shi public elementary school in Tokyo, for example, had promoted promotion through structuring and educating people, such as nationalities, the capital, and the Tokyo Metropolitan Board of Education at public elementary school.

Keywords : human rights education

